

基本方針、緑の保全・緑化のための施策

【基本方針1】
豊かな緑や水辺を大切に
「守り」「育む」
(緑地の保全・活用)

【基本方針2】
ゆとりと潤いのある空間を
「増やす」
(緑地の整備・創出)

【基本方針3】
緑豊かなまちづくりを
「ともに進める」
(緑地の推進)

【基本方針4】
新たな役割分担で
「活かす」
(緑地の活用)

緑の保全・緑化のための施策

- ◇ 森林・樹林地の保全と活用
- ◇ 農地の保全と活用
- ◇ 水辺の保全と活用

- ◇ 身近な公園・緑地の整備・充実
- ◇ 地域の拠点となる公園・緑地の整備
- ◇ 水と緑のネットワークの形成

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ◇ 公共施設の緑化の推進 | ◇ 市民参加の公園づくり等への支援 |
| ◇ 民有地の緑化の促進 | ◇ 市民活動による公園の維持・管理の推進 |
| ◇ 工場・研究所等の緑化の推進 | ◇ 市民活動の育成と支援 |

- ◇ 農に参加する機会の創出
- ◇ 新たな緑の空間づくりの制度の創設
- ◇ 身近な公園・広場の利活用

緑化重点地区

裾野駅
周辺地区

豊かで美しいみどりが支えるライフ・ステージ
◇ 玄関口となる駅周辺における緑化を推進し、魅力ある顔づくりを進めます
◇ 公共施設の緑化を推進します

パノラマロード
周辺地区

富士の雄大な自然へ誘う四季彩の景
◇ 特色ある花木等を効果的に配置するとともに、歴史を感じられる景観づくりを推進します

岩波駅
周辺地区

「自然」豊かなまちなみづくり
◇ 緑化の推進および優良農地を利用した景観形成等により、自然と調和した良好な居住環境の創出を図ります

計画の推進に向けて

この計画を着実に推進するために、府内各課が連携して施策に取り組むとともに、それらの実施状況や目標の達成状況などを定期的に点検・評価する仕組みを作ります。

また公共、民間双方の緑化活動を推進するために、緑や景観を意識した質の高い空間づくりを行えるよう、景観・環境行政との連携を図っていきます。

裾野市 緑の基本計画

裾野市建設部 まちづくり課 ☎410-1192 静岡県裾野市佐野1059
TEL: 055-995-1828 e-mail: toshikei@city.susono.shizuoka.jp



裾野市 緑の基本計画

いっしょに生きます「水・ひと・緑」



緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市計画区域を対象に緑地の保全や緑化の推進に関する基本的な方針を示すものです。裾野市では平成15年度に策定して以来、10数年が経過したため、上位・関連計画との整合性や関連する法律の改定及び社会情勢の変化に対応した修正を行う必要が生じました。このたび、新たな「緑の基本計画」を策定しました。このリーフレットでは、計画の概要をお知らせします。

計画で対象とする緑・緑地とは

緑とは、樹木や草花などの植物や、それらを含む周辺の土地・空間を対象とし、樹林地や草地、水辺等の緑地をはじめ、緑化された個人の空間も都市の緑を構成する自然的環境の1つです。

緑… 樹林地、草地、芝地、農地、水辺、裸地、公園などの緑地、公有地・民有地の植栽他

緑地とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が単独で、もしくは一体となって自然景観を形成しているものです。

緑地… 都市公園、教育施設等の「施設緑地」
保安林、自然公園等の「地域制緑地」

計画テーマ

いっしょに生きます「水・ひと・緑」

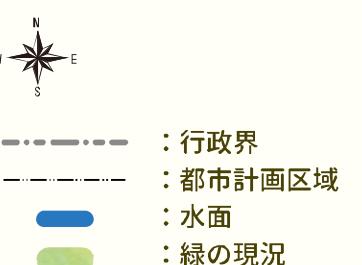
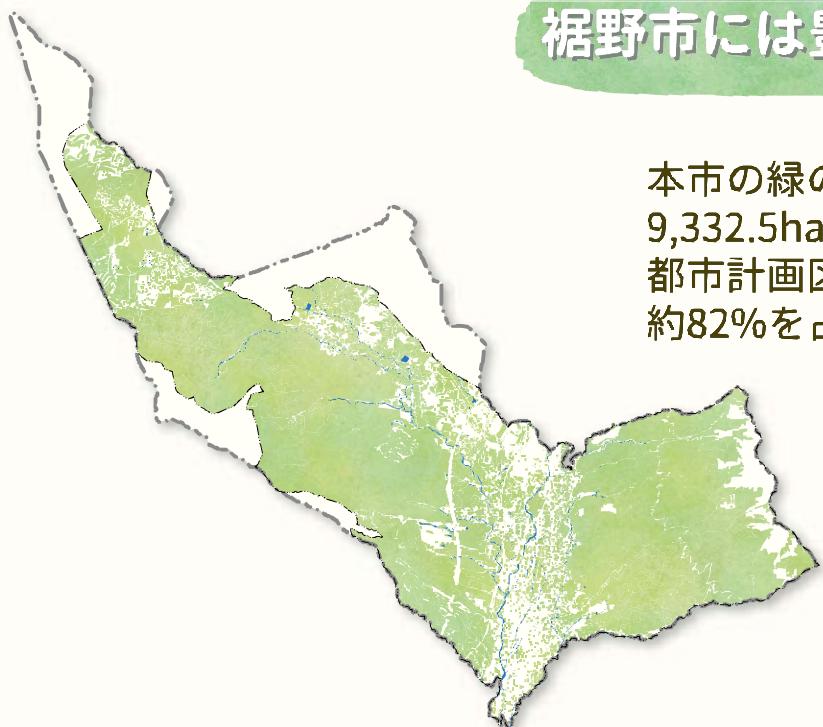
緑の基本計画では、身近な緑に着目し、公園・緑地等の量を増やすだけではなく、緑の有する機能を活かし、将来にわたって維持していくための仕組みづくりも考えています。

将来の人口減少やそれに伴う地域コミュニティの変化、ユニバーサルデザインへの転換を含め、既存の公園というグリーンインフラの活用と適正管理が求められています。

これらを見据えながら、生活に身近な場所に、地域の魅力・特長を活かした多様な緑を「守り、つくり、育て、活かしていく」取り組みを考え、住みよいまちづくりを目指します。

裾野市には豊かな緑があります

本市の緑の現況量（緑被面積）は9,332.5haとなっており、都市計画区域面積11,381haの約82%を占めています。



計画の目標水準

◇ 計画の年次目標

平成47年を中期計画として設定し、さらに長期的な目標として長期計画を設定します。

◇ 緑地の確保目標水準

将来市街化区域面積に対し9.5%、都市計画区域面積に対し77.7%を確保します。

◇ 都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標水準

人口1人当たりの都市公園の整備面積は、都市計画区域内で10m²/人とします。（裾野市都市公園条例第2条に基づく）

緑の将来像

